

佐久間病院看護師等修学資金貸与制度のあらまし

この修学資金貸与制度は、看護学校等に在学する方で、卒業後、浜松市国民健康保険佐久間病院において看護師、准看護師として勤務する意思を有する方に、修学資金を貸与してその修学を容易にし、佐久間病院の看護師、准看護師を確保することを目的としています。

看護学校等の正規の修業期間、貸与を受けることができ、卒業後、貸与を受けた期間に相当する期間、佐久間病院で看護師、准看護師として勤務した場合は、全額免除となります。

また、浜松市の看護師等修学資金貸与制度との併用も認めていますので、市の制度と同時申請することで上限15万円の貸与を受けることができます。(県の制度との併用も可能です)

1 貸与を受けられる方

次に掲げる看護学校等に在学している方で、卒業後、佐久間病院において看護師、准看護師として勤務する意思を有する方。

- (1) 保健師助産師看護師法第19条第1号に規定する学校
- (2) 保健師助産師看護師法第19条第2号に規定する保健師養成所
- (3) 保健師助産師看護師法第21条第1号に規定する大学
- (4) 保健師助産師看護師法第21条第2号に規定する学校
- (5) 保健師助産師看護師法第21条第3号に規定する看護師養成所
- (6) 保健師助産師看護師法第22条第1号に規定する学校
- (7) 保健師助産師看護師法第22条第2号に規定する准看護師養成所

※ 下記に該当する方は対象となりませんのでご注意願います。

○ 地方公務員法の第16条各号のいずれかに該当する方。

(成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられ執行中の者他)

○ 一定期間看護師、准看護師、保健師の業務に従事することにより、修学資金の返還が免除される他の修学資金の貸与を受けている方。

浜松市看護師等修学資金貸与制度、静岡県看護職員修学資金貸与制度、就業義務のない一般奨学金を受けている方は対象となります。

2 修学資金の額

修学資金の貸与月額は7万円以内。6ヶ月分を年2回に分けて貸与します。

浜松市看護師等修学資金貸与制度(佐久間水窪地区希望者の貸与月額8万円)と同時申請することで上限月額15万円の貸与を受けることができます。

※ 15万円の貸与を希望される方は、必ず、浜松市看護師等修学資金貸与制度の申請も行ってください。

3 貸与の期間

修学資金の貸与期間は、看護学校等における正規の修業期間とします。看護学校から保健師学校へ進学する場合など、進学する学校等の正規の修業期間、引き続き貸与を受けることができます。（詳細は「14項の進学に係る貸与希望」で確認ください。）

4 定員

平成30年度定員 若干名(選考)

5 申請に必要な書類

申請には次の書類が必要です。

- (1) 修学資金貸与申請書（連帯保証人が必要。連帯保証人は親権者でも可）
- (2) 推薦書（4月以降在学中の現学校）
- (3) 成績証明書（新1年生は出身高校等、在学中の方は現学校）
- (4) 世帯全員の住民票の写し

※ 推薦書（様式は配布）、成績証明書、世帯全員の住民票の写しは、申請者の方が取得して申請書に添付し、提出してください。

※ 浜松市看護師等修学資金貸与制度による貸与を同時に申請する方でも「推薦書」、「成績証明書」、「住民票の写し」は1通で可。

6 申請書の受領、提出先

申請書の受領、提出は佐久間病院事務局（受付）、または天竜区役所健康づくり課へお願いいたします。受領の際は、「佐久間病院修学生募集案内希望」と申し出てください。また、提出の際は、申請書に必ず推薦書、成績証明書、住民票の写しを添えてください。

○浜松市国民健康保険佐久間病院事務局

浜松市天竜区佐久間町中部18番地の5 電話 053-965-0054

○天竜区役所健康づくり課

浜松市天竜区二俣町二俣481番地 電話 053-922-0075

※ 休日は佐久間病院時間外受付のみ申請書の受領、提出が可能です。

※ 申請書は郵送でも請求できます。「佐久間病院修学生募集案内希望」と書いて、宛名を書いた返信用封筒（140円の切手を貼った角型2号）を同封し、請求してください。佐久間・水窪・龍山の各保健センター、春野協働センター保健指導室にも用意してありますのでご利用ください。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

HPTopp→目的から探す→医療(浜松市看護師等修学資金申請書へのリンク有り)

【注意】15万円の貸与を希望される方は、佐久間病院の貸与制度と浜松市の貸与制度の両方の申請をする必要があります。佐久間病院用の申請書と浜松市用の申請書をお渡ししますので、両方とも提出してください。添付書類は1通で可です。

7 申請期間

4月1日から4月30日の午後5時15分まで。(郵送の場合は、4月30日の消印有効)

定員に達しない場合は、9月末日まで受け付けます。ただし、定員になり次第締め切ります。

8 修学生の決定

選考結果は5月下旬に通知します。定員に達しない場合は、随時選考します。

※ 当該修学資金の貸与決定は、看護学校等卒業後の佐久間病院の採用を保証するものではありません。佐久間病院に勤務するには、浜松市人事委員会が実施する浜松市職員採用選考試験に合格する必要があります。

9 借用証書他の提出

修学生の決定を受けた方は、決定の通知を受けた日から10日以内に、次の書類を提出していただきます。

- (1) 修学資金借用誓約書
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 連帯保証人の市町村民税の納税証明書
- (4) 連帯保証人の市町村民税の所得証明書
- (5) 修学資金振込口座届出書

※ 浜松市看護師等修学資金の貸与の決定を受けた方は「印鑑証明書」、「納税証明書」、「所得証明書」、「修学資金振込口座届出書」についてはコピーで可。

10 連帯保証人の要件

連帯保証人は、独立の生計を営む方で返還の債務を履行するために必要な資力を有している市税の完納者に限ります。

連帯保証人が途中で変わる場合は、「連帯保証人変更承認申請書」に新しい連帯保証人の「印鑑登録証明書」、「納税証明書」、「所得証明書」を添えて佐久間病院事務局まで提出してください。

※ 連帯保証人は、親権者可とします。

11 修学資金の貸与

修学資金は本人の口座に振り込みます。

初年度は4月分から9月分までを貸与を決定した月の翌月に、10月分から翌年3月分までを10月にそれぞれ振り込みます。翌年度以降は、4月分から9月分を5月に、10月分から翌年3月分までを10月にそれぞれ振り込みます。

12 異動の届出

修学生、または修学生であった方が、次に該当するときは事由を証明する書類を添えて直ちに届け出てください。(3号、4号に該当するときは、添付書類は不要です)

(1) 進学しようとするとき

(在学する看護学校等を卒業するまでに届け出てください)

(2) 休学、復学、転学、退学したとき

(3) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当することとなったとき

(4) 修学生等の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(5) 連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき

(6) 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき

(7) 養成施設を卒業したとき

(8) 佐久間病院において看護業務に従事したとき

(9) 佐久間病院における看護業務に従事しなくなったとき

(10) 死亡したとき

13 現況届、在学証明書の提出

修学生は、佐久間病院から送付する「修学生現況届」に「在学証明書」を添えて年度ごとに佐久間病院事務局に提出してください。提出されない場合は貸与を休止、廃止することがあります。

14 進学に係る貸与希望

当初申請時の看護学校等から上位の学校等に進学する場合、進学後の学校等の正規の修業期間も貸与の対象期間とします。

進学後も引き続き貸与を希望する方は、在学する看護学校等を卒業するまでに、進学に係る届出をしてください。

届出書類：進学届、 添付書類：進学する養成施設の入学許可書、学費納入済証

※ 進学後も浜松市看護師等修学資金の貸与を希望する場合は再申請が必要です。

15 修学資金の休止

修学生が休学するときは、休学届の提出により、当該期間の修学資金の貸与を休止します。休学期間を終えて復学した場合は、復学届により修学資金の貸与を再開します。

※ 休学、または復学したことを証明する書類を添えてください。(12項 異動の届出参照)

16 修学資金貸与の廃止

修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を廃止します。

- (1) 死亡したとき
- (2) 心身の故障等のため卒業の見込みがなくなると認めるとき
- (3) 退学したとき
- (4) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当することとなったとき
- (5) 一定期間、看護師等の業務に従事することにより、修学資金の返還が免除される他の修学資金の貸与を受けることとなったとき
- (6) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (7) 修学資金の貸与の目的を達成することができないと認めるとき。

17 修学資金の返還

修学資金の貸与の期間が満了したとき、または修学資金の貸与が廃止されたときは、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、年賦の均等払いで修学資金を返還していただきます。ただし、卒業後、佐久間病院に勤務した場合は返還猶予、返還免除となりますので、詳しくは「19 返還猶予」、「20 返還免除」で確認ください。

※ 返還金には年3パーセントの利息がつきます。

※ 返還金は、全部または一部を繰り上げて返還することができます。

※ 納入期限までに納付されなかった場合は、延滞日数に応じて返還すべき金額に年14.6パーセントの遅延損害金がかかります。

18 返還誓約書の提出

修学資金の貸与の期間が満了したとき、または修学資金の貸与が廃止されたときは、「修学資金返還誓約書」に連帯保証人の「印鑑登録証明書」を添えて提出してください。

19 返還の猶予

次の場合は、修学資金の返還が猶予されます。

- (1) 看護学校等を卒業した日の属する学年の末日の翌日から、佐久間病院において看護師、准看護師として勤務しているとき
- (2) 看護学校等に在学しているとき（進学した場合も含む）
- (3) 看護学校等を卒業した後、看護師又は准看護師に係る免許を取得する意思を有し、かつ、佐久間病院において看護業務に従事をしようとする意思を有しているとき（卒業した日の属する学年の末日の翌日から1年を限度とする）
- (4) 修学生等の責めに帰することができないと認める理由により、佐久間病院において看護業務に従事することができないとき
- (5) 災害、病気その他の理由により修学資金の返還が困難であると認めるとき

20 返還の免除

次の場合は、修学資金の返還が免除されます。

- (1) 看護学校等を卒業した日の属する学年の末日の翌日から、佐久間病院において看護師、准看護師として勤務し、引き続き当該修学資金の貸与の期間に相当する期間勤務したとき
- (2) 佐久間病院における勤務期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため退職したとき
- (3) 佐久間病院における勤務期間中に、業務上以外の理由により、死亡し、又は重度障害の状態となり修学資金等を返還することができなくなったとき(状況により全部又は一部を免除)
- (4) 修学資金の貸与を受けていた者の責めに帰することができないと認める理由により、養成施設を卒業した日の属する学年の末日の翌日から5年を経過する日の翌日までに佐久間病院に勤務することができなかったとき(この場合は返還金のうち利息のみを免除)

佐久間病院に勤務することで、浜松市看護師等修学資金の履行猶予、返還免除も同時に適用されます。したがって、両方の修学資金の貸与を受けても返還免除までの期間は、両制度の貸与期間を合計した期間ではありません。

例：両制度の貸与（15万円）を3年間受けた場合 → 返還免除までの勤務期間は3年。

その他、不明な点は、下記までお問い合わせください。また、病院見学も受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

【問い合わせ先】

浜松市国民健康保険佐久間病院事務局 修学資金担当

〒431-3908 浜松市天竜区佐久間町中部18番地の5

電話 053-965-0054